

鈴鹿市告示第54号

鈴鹿市手話通訳者派遣事業実施要綱の一部を改正する等の告示を次のように定める。

令和6年3月27日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市手話通訳者派遣事業実施要綱の一部を改正する等の告示

(鈴鹿市手話通訳者派遣事業実施要綱の一部改正)

第1条 鈴鹿市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成18年鈴鹿市告示第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>鈴鹿市意思疎通支援者派遣事業実施要綱</u> (目的) 第1条 この要綱は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき実施する鈴鹿市意思疎通支援者派遣事業（以下「意思疎通支援者派遣事業」という。）</u>に関し必要な事項を定めることにより、<u>聴覚、言語機能又は音声機能に障害のある者（以下「聴覚障害者等」という。）の日常生活及び社会生活における円滑な意思疎通を図り、もってその福祉の増進と社会生活の促進に寄与する</u>ことを目的とする。 <u>（事業の実施）</u>	<u>鈴鹿市手話通訳者派遣事業実施要綱</u> (目的) 第1条 この要綱は、<u>聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者（以下「通訳者」という。）を派遣し、聴覚障害者等の福祉の増進と社会参加の促進を図る</u>ことを目的とする。

第2条 意思疎通支援者派遣事業は、手話通訳者及び要約筆記者を聴覚障害者等の求めに応じて派遣することにより行うものとする。

(意思疎通支援者の登録)

第3条 意思疎通支援者派遣事業に従事し、手話通訳又は要約筆記による聴覚障害者等と他の者との意思疎通を支援する活動（以下「意思疎通支援活動」という。）を行おうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 手話通訳者 次のいずれかに該当する者

ア 手話通訳技能認定試験の合格者

イ 手話通訳者全国統一試験の合格者

ウ 社団法人三重県聴覚障害者協会が実施した認定試験の合格者

(2) 要約筆記者 全国統一要約筆記者認定試験の合格者

3 第1項の登録を受けようとする者は、鈴鹿市意思疎通支援者登録申出書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の申出書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた者を鈴鹿市意思疎通支援者台帳（第2号様式）に

(通訳者の資格等)

第2条 通訳者の資格は、手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験合格者、三重県が実施する手話通訳者統一試験合格者又は社団法人三重県聴覚障害者協会が実施する認定試験合格者とする。

2 前項に規定する資格を有する者で登録を希望するものは、鈴鹿市手話通訳者登録申出書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申出書を受けたときは、通訳者として登録することの適否を審査し、適当と認めた者を鈴鹿市手話通訳者登録者

登録するとともに、当該者に対し鈴鹿市意思疎通支援者証（第3号様式）を交付するものとする。

（意思疎通支援者の遵守事項）

第4条 前条第1項の登録を受けた者（以下「意思疎通支援者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 意思疎通支援活動を通じて知り得た個人情報を本人の同意を得ないで第三者に提供しないこと。
- （2） 聴覚障害者等の主体的な社会参加を促進するための意思疎通の支援に努めること。
- （3） 聴覚障害者等の円滑な意思疎通を図るため、必要に応じて口話、筆談等を使い、あらゆる状況に対応すること。
- （4） 手話又は要約筆記の技術及び聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。
- （5） 意思疎通支援活動を行うときは、鈴鹿市意思疎通支援者証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示すること。
- （6） 第3条第1項の登録を受けた内容に変更が生じ、又は鈴鹿市意思疎通支援者証を紛失したときは、速やかに市長に届け出ること。

2 前項第1号の規定は、次条第1項又は第2項の規定により登録を取り消された後も

台帳（第2号様式）に登載するとともに、登録者に対し鈴鹿市手話通訳者証（第3号様式）を交付するものとする。

（通訳者の遵守事項）

第3条 通訳者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 通訳業務を通じて知り得た秘密を厳守すること。
- （2） 聴覚障害者等の主体的な社会参加を促進するためのコミュニケーション支援に努めること。
- （3） 聴覚障害者等の円滑なコミュニケーションを図るため、手話のみに限定せずに必要に応じて口話、筆談等を使い、あらゆる状況に対応すること。
- （4） 手話技術及び聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

同様とする。

(登録の取消し)

第5条 市長は、意思疎通支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第3条第1項の登録を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が意思疎通支援者として不適当と認めるとき。

2 意思疎通支援者は、第3条第1項の登録の取消しを希望するときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、速やかに当該登録を取り消すものとする。

3 前2項の規定により登録を取り消された者は、速やかに鈴鹿市意思疎通支援者証を市長に返還しなければならない。

(派遣対象者)

第6条 意思疎通支援者の派遣を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) 略

2 前項第1号の規定にかかわらず、他の地方公共団体の長等から意思疎通支援者の派遣の依頼があったときは、当該他の地方公共団体の区域に住所を有する者に対し、意思疎通支援者を派遣することができる。

(通訳者の登録の取消し)

第4条 市長は、通訳者が次の各号のいずれかに該当するときは、通訳者の登録を取り消すものとする。

(1) 前条の遵守事項が守れなかったとき。

(2) 本人から登録の辞退があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が通訳者として不適当と認めるとき。

(派遣対象者)

第5条 通訳者の派遣を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) 略

(派遣の申込み)

第7条 意思疎通支援者の派遣を受けようとするもの(以下「申込者」という。)は、鈴鹿市意思疎通支援者派遣申込書(第4号様式)により市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が緊急やむを得ない事情があると認めた場合は、電話等の方法により派遣の申込みをすることができる。この場合において、申込者は、意思疎通支援者の派遣を受けた後、速やかに前項の手続を行わなければならない。

(派遣の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合において、当該申込みに係る意思疎通支援活動の対象が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、意思疎通支援者の派遣を決定し、鈴鹿市意思疎通支援者派遣決定通知書(第5号様式)により申込者に通知するものとする。

(1) 宗教活動に関するもの

(2) 政治活動に関するもの

(3) 営利を目的とするもの

(4) 個人の遊興又は娯楽を目的とするものの

(5) 前各号に掲げるもののほか、公共の福祉に反するもの

(実績報告)

第9条 意思疎通支援者は、意思疎通支援活動終了後、その内容を鈴鹿市意思疎通支援

(派遣の申込み)

第6条 通訳者の派遣を受けようとするもの(以下「申込者」という。)は、鈴鹿市手話通訳者派遣申込書(第4号様式)により、市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が緊急やむを得ない事情があると認めた場合は、電話等の方法により派遣の申込みをすることができる。ただし、派遣後、速やかに前項の手続を行わなければならない。

(派遣の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあり、別表の派遣対象事項に該当し、かつ、同表の派遣非対象事項に該当しないと認めたときは、鈴鹿市手話通訳者登録者の中から選定し、鈴鹿市手話通訳者派遣決定通知書(第5号様式)により申込者に通知し、通訳者を派遣するものとする。

(実績報告)

第8条 通訳者は、手話通訳業務終了後、その内容を鈴鹿市手話通訳者派遣報告書(第6

者派遣報告書（第 6 号様式）に記録し、7 日以内に市長に提出しなければならない。

第10条 略
(派遣時間)

第11条 意思疎通支援者の派遣を受けることができる時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとし、意思疎通支援者 1 人の活動時間は、6 時間以内とする。ただし、市長が緊急やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(報償金)

第12条 市長は、意思疎通支援者が意思疎通支援活動を行い、又は市長が指定する研修に参加したときは、別表に定める報償金を支給するものとする。

2 前項の報償金は、意思疎通支援活動を行い、又は前項の研修に参加した日の属する月ごとに支給するものとする。

(健康管理)

第13条 市長は、意思疎通支援者の意思疎通支援活動に起因する頸肩腕障害を予防するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市の職員の派遣)

第14条 市長は、適当と認める職員を聴覚障害者等に対し派遣し、意思疎通支援活動を行わせることができる。

2 第 6 条から第 8 条まで、第10条及び第11条の規定は、前項の規定による職員の派遣について準用する。

(協議会の設置)

号様式）に記録し、翌月 7 日までに市長に提出しなければならない。

第 9 条 略
(派遣時間)

第10条 通訳者を派遣できる時間は、原則として午前 8 時から午後 8 時までとし、通訳者 1 人の活動時間は 6 時間以内とする。

(協議会の設置)

第15条 市長は、意思疎通支援者派遣事業の効果的な推進を図るため鈴鹿市意思疎通支援者派遣事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 意思疎通支援者
- (2) 第6条第1項第2号の団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 協議会の会議は、年1回開催するものとする。

4 市長は、協議会の会議に出席した者に対し、3,000円の報償金を支給するものとする。

第16条 略

別表（第12条関係）

<u>区分</u>	<u>報償金の額</u>
<u>意思疎通支援活動</u>	<u>1回につき4,000円</u>
<u>市長が指定する研修への参加</u>	<u>1回につき3,000円</u>

第11条 市長は、手話通訳者派遣事業の効果的な推進を図るため鈴鹿市手話通訳者派遣事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

第12条 略

別表（第7条関係）

<u>派遣対象事項</u>
<u>1 生命及び健康に関すること。</u>
<u>2 行政に関すること。</u>
<u>3 福祉に関すること。</u>
<u>4 職業及び仕事に関すること。</u>
<u>5 住居に関すること。</u>
<u>6 教育に関すること。</u>
<u>7 文化、教養及びスポーツに関すること。</u>
<u>8 人間関係の保持に関すること。</u>
<u>派遣非対象事項</u>

備考 1 <u>意思疎通支援活動の時間が1時間を超えるときは、その超えた時間10分(10分に満たない端数があるときは、これを10分に切り上げる)につき500円を支給する。</u> 2 <u>意思疎通支援者の派遣の決定を受けた者の都合により意思疎通支援活動を行うことができなかった場合の報償金の額は、1回につき3,000円とする。</u>	1 <u>宗教活動に関すること。</u>
	2 <u>政党活動に関すること。</u>
	3 <u>営利・営業活動に関すること。</u>
	4 <u>個人の遊興・娯楽に関すること。</u>

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条関係）

鈴鹿市意思疎通支援者登録申出書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

次のとおり意思疎通支援者として登録したいので、鈴鹿市意思疎通支援者派遣事業実施要綱第 3 条第 3 項の規定により申し出ます。

なお、同要綱第 4 条に規定する事項を遵守することを誓約します。

写真貼付	氏 名	ふりがな
		(生年月日) 年 月 日生
	住 所	〒 ー
連絡先	電話	ファクス
	メール	
資格種別	☐ ① 手話通訳技能認定試験の合格者 ☐ ② 手話通訳者全国統一試験の合格者 ☐ ③ 社団法人三重県聴覚障害者協会が実施した認定試験の合格者 ☐ ④ 全国統一要約筆記者認定試験の合格者 ※ 該当する資格を有することを証する書類の写しを添付すること。	
資格取得日	年 月 日	年 月 日
特記事項		

第 2 号様式（第 3 条関係）

鈴鹿市意思疎通支援者台帳

登録番号			登録日	年 月 日		資格種別			資 格	年 月 日	
									取得日	年 月 日	
氏 名	ふりがな (生年月日) 年 月 日生			住 所	〒			連絡先	電話 ファクス メール		
勤務先											
特記事項											

第3号様式（第3条関係）

（表）

鈴鹿市意思疎通支援者証

第 号

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

写真貼付

上記の者は、鈴鹿市意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）であることを証明する。

年 月 日

鈴鹿市長 印

（裏）

- 1 本証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 2 本証記載事項に変更が生じた場合は、速やかに訂正を受けること。
- 3 意思疎通支援者の登録を辞退する場合は、市長に申し出るとともに本証を返還すること。
- 4 意思疎通支援者の登録を取り消された場合は、速やかに本証を返還しなければならない。

第 4 号様式（第 7 条関係）

鈴鹿市意思疎通支援者派遣申込書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申込者
氏名
住所 〒
鈴鹿市
電話
ファクス
メール

意思疎通支援者の派遣を希望しますので、鈴鹿市意思疎通支援者派遣事業実施要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

種別	手話通訳・要約筆記
派遣日	年 月 日（ 曜日） ※ 原則、派遣の 1 4 日前までに申し込んでください。
派遣時間	時 分から 時 分まで ※ 原則、午前 9 時から午後 5 時までとしてください。
派遣場所	
待ち合わせ時間・ 場所	時間 時 分 場所
対象 （具体的に）	※ 手話通訳又は要約筆記の対象、時間等が分かる資料があれば、添付してください。
備考	

第 5 号様式（第 8 条関係）

鈴鹿市意思疎通支援者派遣決定通知書

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

意思疎通支援者の派遣を次のとおり決定しましたので、鈴鹿市意思疎通支援者派遣事業実施要綱第 8 条の規定により通知します。

種別	手話通訳・要約筆記		
意思疎通支援者			
派遣日	年	月	日（曜日）
派遣時間	時	分から	時 分まで
派遣場所			
待ち合わせ時間・ 場所	時間	時	分
	場所		
備考			

第 6 号様式（第 9 条関係）

鈴鹿市意思疎通支援者派遣報告書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

鈴鹿市意思疎通支援者

種別	手話通訳・要約筆記	
意思疎通支援 実施日	年 月 日（ 曜日）	
意思疎通支援 実施場所		
意思疎通支援活動 時間	時 分から 時 分まで 内休憩時間（ 分） ※ 待ち合わせ時間から業務終了時 間までを記載すること。	時間 分 （休憩時間を除く。）
派遣依頼者	氏名	
実施内容		

(鈴鹿市要約筆記者派遣事業実施要綱の廃止)

第2条 鈴鹿市要約筆記者派遣事業実施要綱（平成26年鈴鹿市告示第85号）は、
廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に第1条の規定による改正前の鈴鹿市手話通訳者派遣事業実施要綱又は第2条の規定による廃止前の鈴鹿市要約筆記者派遣事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の鈴鹿市意思疎通支援者派遣事業実施要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。